

宿泊税の申告及び納入の期限の特例

次の「適用の要件」を満たす場合は、申請により、申告及び納入の期限の特例（以下「特例」といいます。）の適用を受けることができます。この特例の適用を受けると、申告及び納入の期限は、3か月分を取りまとめた年4回となります。

○ 適用の要件

- (1) 申請日において、特別徴収義務者となった日の属する月の末日から1年を経過していること。
- (2) 申請日の1年前の日の属する月から申請日の前月までの当該宿泊施設における宿泊税の納入すべき金額の合計が120万円以下であること。
- (3) 過去にこの特例の適用を取り消されたことがある場合は、その取消しの日から1年を経過していること。
- (4) 申請日前1年間において、宿泊税の申告が適正に行われていること。
- (5) 申請日前1年間において、市税等の滞納がないこと。
- (6) 財産の状況その他の事情から、宿泊税の徴収の確保に支障がないと認められること。

○ 特例適用時の申告及び納入の期限

| 宿泊のあった月 | 申告及び納入の期限 |
|---------------|-----------|
| 3月分、4月分、5月分 | 6月末日 |
| 6月分、7月分、8月分 | 9月末日 |
| 9月分、10月分、11月分 | 12月末日 |
| 12月分、1月分、2月分 | 3月末日 |

○ 申請時の提出書類

- ・ 宿泊税納入期限等特例承認申請書

○ 適用の開始

申請により特例の適用が承認された場合は、承認の通知があった日の属する月の宿泊分から特例が適用されます。

なお、この特例は、適用の要件を満たしていれば、その適用を継続しますので、毎年申請する必要はありません。

例 6月10日付けで承認の通知があった場合

6月の宿泊分から特例が適用されますので、当該宿泊対象月の申告は、通常申告すべき月（7月）ではなく、特例適用時の申告月（9月）に、7月宿泊分、8月宿泊分と合わせて申告することとなります。

○ 適用の取消し

年度の途中で適用の要件を満たさなくなった場合は、その年度の3月に申告すべき分まで特例を適用させ、翌年度の4月に申告すべき分から特例の適用を取り消します（適用の取消しは3月に通知します。）。

なお、事情により特例の適用の取消しを希望する場合は、税務課までお問い合わせください。